

○出水市総合評価落札方式（特別簡易型）試行要綱

平成24年2月7日

告示第14号

（趣旨）

第1条 この告示は、出水市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において実施する総合評価落札方式（特別簡易型）の試行に関し、出水市契約規則（平成18年出水市規則第49号）及び出水市条件付一般競争入札実施要綱（平成19年出水市告示第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式のうち、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、企業や技術者の実績等を評価する特別簡易型のことをいう。

（対象工事）

第3条 総合評価落札方式による入札の対象とする工事は、条件付一般競争入札に付する工事のうち市長が指定するものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第4条 市長は、令第167条の10の2第4項の規定に基づく落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴くものとする。

2 市長は、前項の規定による学識経験者の意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

3 前2項の規定による学識経験者の意見聴取については、当分の間、鹿児島県知事が設置する組織等を活用する。

4 市長は、第1項の規定に基づき学識経験者の意見を聴くときは、事前に出水市建設工事等入札者指名のための資格者推薦等委員会設置規程（平成18年出水市訓令第52号）第1条の指名委員会に検討させるものとする。

（落札者決定基準の決定）

第5条 市長は、前条に規定する学識経験者の意見聴取の結果を踏まえ、落札者決定基準を決定するものとする。

2 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法及び落札者決定の方法を定めるものとする。

（技術資料の提出）

第6条 総合評価落札方式による入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、技術資料を提出するものとする。

2 前項の技術資料については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 返却及び公表は、原則行わない。

(3) 提出後における修正及び再提出は、認めないものとする。

3 第1項の規定による技術資料の提出をしない入札参加希望者には、入札参加資格を認めないものとする。

（技術評価点の決定）

第7条 指名委員会は、前条第1項の規定に基づき提出された技術資料について審査を行い、技術評価点を決定する。

（入札公告に示す事項）

第8条 市長は、総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、入札公告に出水市契約規則第3条各号に掲げる事項に、次に掲げる事項を加えて公告する。

(1) 総合評価落札方式による入札であること。

(2) 技術資料の内容及び提出期限

(3) 落札者決定基準に関する事項

(4) その他総合評価落札方式に関する事項

（入札結果の公表）

第9条 市長は、落札者を決定したときは、その旨を直ちに当該落札者及び他の入札参加者へ通知するとともに、閲覧により公表するものと

する。

(入札結果に対する疑義照会)

第10条 入札参加者は、前条の規定により通知された日から起算して7日(当該期間に市の休日が含まれるときは、当該市の休日を除く。)以内に、自らの技術評価点について書面により疑義照会を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による疑義照会のあった場合、照会のあった日の翌日から起算して7日(当該期間に市の休日が含まれるときは、当該市の休日を除く。)以内に書面により回答するものとする。

(評価内容の担保)

第11条 市長は、提出された技術資料のうち落札決定に反映された事項について、その履行を確保するための措置及び履行できなかった場合の措置について、あらかじめ取り決めておくものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年2月7日から施行する。